

区域外就学・校区外就学許可要件

許可事項	許可要件	必要書類	許可期間
留守家庭児童	<p>1 保護者が共働き又は自営業により帰宅時間が遅く、放課後に児童が帰宅した際、児童だけになるのを避けるために、児童を預け先の校区の学校に就学を希望する場合</p>	<p>◎保護者の勤務に関する証明書、営業証明書など</p> <p>◎預かり書</p>	<p>◎届出日から年度末までの期間 (更新申請可)</p>
特別支援学級入級	<p>1 特別支援学級への入級希望者で、指定校に対象となる特別支援学級がない場合</p>	<p>◎特になし</p>	<p>◎年度末までの期間又は状況が変わるまでの期間 (更新申請可)</p>
住宅取得等による転校	<p>1 転居予定の校区の学校に、学期当初から通学を希望する場合で、年度末までに転居が可能な場合</p> <p>2 住宅金融公庫融資や住宅の登記などの理由で、実際の転居前に住民票を異動したが、異動前の住所地の学校への通学を希望する場合</p> <p>3 住宅建築等の理由で一時的に住民票を異動するが、完成後に異動前の学校区へ異動する予定がある場合</p>	<p>◎契約書や建築確認申請書など転居先住所と入居予定年月日が確認できる書類 (写し)の提出</p>	<p>◎届出日から実際に転居をする日又は当該学期末まで</p>

許可事項	許可要件	必要書類	許可期間
学期途中	<p>1 学期の途中で、転居により住民票を異動し、指定校が変更となるが、異動前校区の学校へ当該学期末までの期間、通学希望する場合。 ただし、卒業学年の場合は年度末までの期間申請できる。</p> <p>2 転居により校区が変更となるが、運動会や修学旅行などの学校行事が終了した後に転校を希望する場合</p>	<p>◎住民異動届 教育委員会が確認します。</p> <p>◎特になし</p>	<p>◎届出日から当該学期末までの期間 (卒業学年の場合は年度末まで)</p> <p>◎届出日から学校行事終了までの期間</p>
教育的配慮	<p>1 児童生徒が不登校やいじめなどの状態になり、転校すること以外に改善の手立てが見込めない場合</p> <p>2 児童生徒が転居により校区が変更になるが、不登校やいじめ、頻繁な転居等などの経験がある場合や児童の性格面を考慮した場合、転校が児童にとって著しく負担になると認められる場合</p> <p>3 児童生徒が転居により転校をしたが、転校先で不登校やいじめなどの状態になり、転校前の学校へ転校を希望する場合</p>	<p>◎希望校（あるいは、児童生徒の状態を判断できる学校）の校長の意見書</p> <p>◎診断書など</p>	<p>◎必要と認められる期間</p> <p>◎学校長の判断で、必要が認められる場合は、更新申請ができる</p>
兄弟姉妹関係	<p>1 住民票の異動により校区が変更となるが、兄又は姉が最終学年のため卒業まで従来の校区への通学を希望する場合、同一世帯ということで、兄弟姉妹についても同じ期間、同じ学校への通学を希望される場合</p>	<p>◎特になし</p>	<p>◎届出日から年度末までの期間</p>

(注) 上記以外の書類を求めることがあります。

(注) 通学上の安全確保は、保護者の責任で行なっていただきます。

(注) 公共交通機関を利用する場合、その費用は全て保護者の負担とします。